

現 場 説 明 書（技術的事項）

委託名称 福山市宮内東住宅7号棟他仕上材等アスベスト含有分析業務委託

1. 現場の状況

検体採取場所は、市営住宅が建つ団地内の建物です。

対象の市営住宅建物は入居者が生活しています。

2. 留意事項

- ①委託業務で既存工作物等に損傷を与えないように対策を講じてください。なお既存建物等に損傷を与えた場合は受注者負担により速やかに復旧してください。
- ②検体採取跡の補修については、監督員と協議してください。
- ③5月18日までに監督員に測定結果の速報を伝えてください。報告が遅れる場合は監督員と協議してください。
- ④職員・第三者の安全に細心の対策を講じてください。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

(1) 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

(2) 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

※各現場での対策事例については、TwitterやFacebook等のSNS活用により普及・展開に努めてください。

例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

- 2 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書（様式1）により監督員と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書（変更業務計画書）を提出する。

なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

- 3 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領

収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式2）を監督員に提出する。

- 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- 5 疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

【設計変更の対象とする対策に係る費用の例】

＜共通仮設費＞

○労働者宿舎での密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

○現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

＜現場管理費（業務においては直接経費）＞

○現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

○現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

○テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

このほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

アスベスト含有分析業務仕様書

1 業務名

福山市宮内東住宅7号棟他仕上材等アスベスト含有分析業務委託

2 委託期間

契約締結の日から2021年（令和3年）5月31日まで

3 業務の目的

本業務は、建物（工作物を含む）の仕上材及び仕上塗材の「アスベストの有無」について分析を行うことを目的とする。

4 業務内容

アスベスト含有分析業務委託は、石綿障害予防規則その他関係法令に基づき、以下の分析を行う。

① 分析単位

棟単位で実施する。

② 分析検体採取場所

施設名	宮内東住宅7号棟	仕上材	(検体数) 1
	引野町高屋住宅1号棟	仕上塗材	(検体数) 2
	引野町高屋住宅2号棟	仕上塗材	(検体数) 2
	引野町高屋住宅3号棟	仕上塗材	(検体数) 2
	深津住宅7号棟	仕上塗材	(検体数) 1
	三吉町改良住宅2号棟	仕上塗材	(検体数) 1

③ 調査項目（○を適用）

- | | |
|---|---|
| ・ 資料調査（一次スクリーニング） | ・ 目視調査（二次スクリーニング） |
| ☒ サンプル採取 | ☒ 分析調査（定性） |
| ☒ 分析調査（定量）※定性分析で含有している場合 | |
| ☒ 調査報告書作成 | |

④ 分析方法

調査は、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及びJIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベストの含有率のX線回析定量分析方法）により、アスベストの判定を行う。

5 報告事項

福山市（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）乙は、分析終了後速やかに、分析報告書（2部）を甲に提出し、承認を得ること。なお、分析報告書には、以下の内容を記載すること。

- （1）検体採取箇所、分析対象建材及びアスベスト含有の有無
- （2）分析調査を行った場合は、分析結果、採取年月日、検査方法及び単位

6 注意事項

乙は、業務の実施に当たって、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者を従事させること。なお、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を実施するものとする。

7 その他

この仕様書に定めがない事項、又は疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

アスベスト含有調査試料採取場所一覧

[illegible]

設計書

[illegible]